

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

（指定通所介護事業所等との併設）

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十七條、第三十八條、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第百五条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

（指定通所介護事業所等との併設）

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一（削る）

一（五）（略）

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4・5 （略）

（設備及び備品等）

第百四十条の三十 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ （略）

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ハ （略）

二（五）（略）

3・4 （略）

（準用）

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一人以上

二（六）（略）

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4・5 （略）

（設備及び備品等）

第百四十条の三十 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ （略）

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ （略）

二（五）（略）

3・4 （略）

（準用）

第百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十

条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第一百三条、第一百四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。	
第十二章 特定施設入居者生活介護	
（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。	
第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護	

九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、「第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三条、第一百四条、第二百二十条並びに第四節（第二百二十七条第一項及び第四百十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	
第十二章 特定施設入居者生活介護	
（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。	
第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護	

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	
（受託居宅サービス事業者への委託） 第九十二条の十 （略） 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第九十二条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 から 8 （略）	
第十三章 福祉用具貸与	
（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 2 ・ 3 （略） （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か	

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	
（受託居宅サービス事業者への委託） 第九十二条の十 （略） 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第九十二条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。 4 から 8 （略）	
第十三章 福祉用具貸与	
（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない。 2 ・ 3 （略） （指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に	